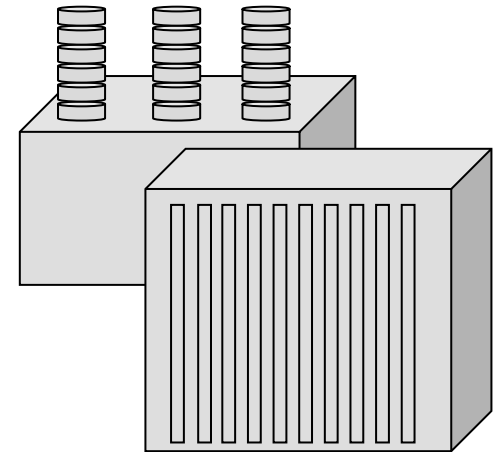


# 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の 改正について

-高濃度PCB含有電気工作物の早期処理に向けて-

平成28年11月  
関東東北産業保安監督部  
電力安全課



---

# 第1章 改正内容について

# 1 経緯

---

平成28年5月2日、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成28年法律第34号。以下「PCB特措法」という。）が公布され、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類ごと、**保管の場所が所在する区域ごとに政令で定める期間内に処分等をしなければならない**こととなった。

これに対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、電気事業法の定めるところにより廃止等を行うこととされている。

これを踏まえ、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107 商局第2号）」について、電気工作物が高濃度PCB含有電気工作物に該当するかどうか確認することを、**主任技術者の職務として位置づける**ことや、当該業務を**外部委託する際の契約内容として位置づける**ことなど、所要の改正を平成28年10月25日付けで実施した。

## 2-1 改正内容

### 主任技術者制度の解釈及び運用(内規) (平成25年1月28日20130107商局第2号)

旧

電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

新

電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、**法第43条第4項**の職務、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

法第43条第4項の規定に基づく  
**主任技術者の職務**について追加。  
(高濃度PCB含有機器についての確認)

## 2-2 主任技術者の職務として位置づける

主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年1月28日20130107商局第2号)

### 1. (略)

1の2. 法第43条第4項の職務については、次のとおり解釈する。

法第43条第4項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務には、その**保安の監督に係る電気工作物のうち、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル**が、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(201601005商局第1号。以下「**PCB管理標準実施要領**」という。)」Ⅱ. 2. (1)※に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを**主任技術者自らが確認**すること、又は法第43条第5項の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認したことを主任技術者が確認することを含むものとする。

今回、追加条項

## 2-3 外部委託承認における承認条件

### 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年1月28日20130107商局第2号)

#### 外部委託承認

4. **規則第52条第2項の承認**は、次の基準により行うものとする。

(1)～(4) (略)

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5)規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

①・② (略)

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ (略)

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ)～(ホ) (略)

**(へ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1) ※ に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。**

今回、追加条項

※「PCB管理標準実施要領」では、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するものについて、電気工作物の種類や製造者名に応じた表示記号等を掲載している。

附則(20161005商局第2号)

1. この規程は、公布の日から施行する。ただし、4. (5)③(へ)の規定は、**平成28年12月1日**から施行する。

2. 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に有効な保安管理業務の委託契約については、4. (5)③(へ)の規定は、なお従前の例による。

## 2-4 委託契約書の一例

### 外部委託承認申請用 委託契約書(サンプル・需要設備用)抜粋

#### 第3条 (点検の頻度及び点検項目)

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 毎月1回  |
| (2) 年次点検 | 毎年1回  |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

#### 【需要設備】

対象設備等
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支線等
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、 圧負荷開閉器、変圧器、 リアクトル、避雷器、 器、母線等

2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。

3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。

(1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

~~(2) 警報発生時の受信の記録を5年間保存する。~~

5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

今回、追加条項

---

# 第2章 その他



# 8-2 関東東北産業保安監督部HPのご紹介



関東東北産業保安監督部

検索



http://www.safety-kanto.meti.go.jp/index.htm

関東東北産業保安監督部  
Kanto Tohoku Industrial safety and Inspection Department

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

TOP 電力の安全 鉱山の安全 火薬類の安全 都市ガスの安全 LPガスの安全 高圧ガスの安全 情報公開・相談窓口等

電力の安全

▶ 電力の安全

▶ 行政処分・指導

▶ 自家用電気工作物に関する手続きの方法

▶ 自家用電気工作物の手続き様式

▶ 外部委託承認制度

▶ 電気事故の報告について

▶ PCB含有電気工作物に関する手続きの方法と様式

▶ 電気保安関係国家資格の申請の手続き

▶ 移動用電気工作物に関する手続きの方法

▶ 電気工事業法の申請・届出等の手引き

▶ 電気保安関係法令・通達等改正情報

平成26年度自家用電気工作物

電力の安全

TOPページ > 電力の安全

電気保安のホームページへようこそ

次の何れかに該当する設備を使用している設置者は、法律により電気主任技術者の選任と保安規程を定める義務があります。（詳細は[こちら \(PDF形式\)](#) をご覧ください。）

- 電力会社等から600ボルトを越える電圧で受電して電気を使用する設備（受電電圧が高圧及び特別高圧のもの。）
- 発電設備（小出力発電設備を除く）とその発電した電気を使用する設備（受電電圧に関係なく、低圧受電を含む。）
- 構外にわたる電線路を有する電気設備（受電電圧に関係なく、低圧受電を含む。）
- 火薬類（煙火を除く）を製造する事業場及び炭坑（受電電圧に関係なく、低圧受電を含む。）

- ▶ [新着情報（最新のトピックス等を掲載しています。）](#)
- ▶ [注目情報（各種手続き方法について掲載しています。）](#)
- ▶ [お知らせ（指示文書の発出について掲載しています。）](#)
- ▶ [お問い合わせ先](#)

自家用電気工作物に係る電気事業法遵守の徹底について（お願い）

関東東北産業保安監督部では、平成25年9月20日付けをもって関東管区行政評価局から通知のありました「自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視の結果（通知）」に対応するため、管内関係団体へ周知を依頼しました。



## 8-2 関東東北産業保安監督部HPのご紹介（メールマガジン）

関東東北産業保安監督部電力安全課では、電気保安に関する法改正の情報や、事故情報などについてのメールマガジンを配信しています。（配信申し込みのURLは下記のとおり）

電力安全課メールマガジン配信の申し込みホームページ  
<http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/merumaga.html>

電力安全課メルマガ

電力安全課のホームページからもリンクされています。  
<http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/index.html>



---

ご清聴ありがとうございました。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

関東東北産業保安監督部  
電力安全課

